

北九州市立門司市民会館ご利用のみなさまへ

## 使用料が変わります！

平成 31 年 4 月 1 日から当施設の使用料が変わります。

### 【変更の主な内容】

- ①使用料を従来の 1.2 倍とします。
- ②器具、設備使用料、ホワイエ使用料の利用単位を「4 時間単位」から「1 時間単位」に変更します。

※ 但し、冷暖房使用料は除きます。

◇新料金制度は、平成 31 年 4 月 1 日以降に使用決定したものに適用されます。平成 31 年 4 月 1 日より前に使用決定したのものには旧料金制度が適用されます。

### 【問合せ先】

門司市民会館      電話：093-321-2907      担当：安藤、永富

※詳細は次頁をご確認ください。

北九州市立門司市民会館 使用料見直し(条例) ※平成31年4月1日付で施行

北九州市立門司市民会館

1. 施設使用料

新料金						
区分	A		B		C	
入場料	1000円以下		1001円～3000円		3001円～	
時間	平日	土日祝日	平日	土日祝日	平日	土日祝日
9～12	9,360	11,280	14,040	16,800	18,720	22,440
12～13	3,750	4,500	5,610	6,750	7,500	9,000
13～17	15,000	18,000	22,440	27,000	30,000	36,000
17～18	4,680	5,610	7,020	8,430	9,360	11,220
18～22	18,720	22,440	28,080	33,720	37,440	44,880
ホワイエ	1時間又はその端数ごとにホールの使用料に900円を加算する					

- ※ ホールの使用時間区分は現状維持です。(現状)9時～12時、13時～17時、18時～22時の3区分。
- ※ 新料金は、現行使用料の1.2倍とする。
- ※ 仕込みは、規定時間区分Aの5割とする。
- ※ リハーサルは、規定時間区分Aの10割とする。
- ※ 12時～13時までの使用料は、13時～17時に係る規定使用料の2割5分に相当する額。
- ※ 17時～18時までの使用料は、18時～22時に係る規定使用料の2割5分に相当する額。

現行使用料						
区分	A		B		C	
入場料	1000円以下		1001円～3000円		3001円～	
時間	平日	土日祝日	平日	土日祝日	平日	土日祝日
9～12	7,800	9,400	11,700	14,000	15,600	18,700
12～13	3,750	4,500	5,610	6,750	7,500	9,000
13～17	12,500	15,000	18,700	22,500	25,000	30,000
17～18	4,680	5,610	7,020	8,430	9,360	11,220
18～22	15,600	18,700	23,400	28,100	31,200	37,400
ホワイエ	4時間又はその端数ごとにホールの使用料に3000円を加算					

2. 器具・設備使用料金

- ①器具・設備の使用時間区分を4時間単位から1時間単位とする。②現行料金の1.2倍とする。(10円未満は切り捨て)
- ③冷暖房設備はすべての施設について現状維持。

舞台器具			舞台器具			音響器具		
器具名	新料金	現行使用料	器具名	新料金	現行使用料	器具名	新料金	現行使用料
所作台	1,560	5,200	反響板	2,730	9,100	アンプ	780	2,600
組立花道	1,170	3,900	演台	70	250	はね返りスピーカー	90	300
松羽目バック	220	750	指揮台・指揮者用譜面台	70	250	レコードプレーヤー	220	750
金屏風(高さ2m以上)	780	2,600	演奏者用譜面台	10	50	CD・MDプレーヤー	220	750
金屏風(高さ2m未満)	390	1,300	ドライアイスマシン	580	1,950	テープレコーダー	220	750
銀屏風(高さ2m以上)	780	2,600	スモークマシン	580	1,950	マイクロフォン	150	500
銀屏風(高さ2m未満)	390	1,300	照明器具			ワイヤレスマイク	390	1,300
鳥の子屏風	390	1,300	フットライト	150	500	音響器具用スタンド	30	100
迫上げ	150	500	花道フットライト	70	250	特殊音響効果器具	390	1,300
紗幕(白)	220	750	ボーダーライト(5kw～10kw未満)	150	500	映写機		
地がすり(グレー)	220	750	アッパーホリゾントライト(10kw未満)	150	500	映写機35ミリ	1,950	6,500
映写幕	220	750	ピンスポットライト	390	1,300	ピアノ		
毛せん	30	100	スポットライト(1kw)	100	350	フルコンサート	1,500	5,000
高座用座布団	30	100	スポットライト(500W以下)	70	250	設備		
上敷	30	100	ローアホリゾントライト	100	350	ガス器具	70	250
長机	30	100	ミラーボール	220	750	電気コンセント・会館器具	100	350
平台	30	100	照明器具用スタンド	30	100	・持込器具	70	250
折り畳み式足	10	20	特殊照明効果器具	390	1,300	浴場(槽)	300	1,000
箱馬(大)	10	50	特殊照明効果レンズ	30	100			

3. 展示室使用料金

- 営利のため展示即売等を主たる目的とした使用料は規定使用料の20割
- ※市外居住者の使用料は規定使用料の25割

時間	第1展示室		第2展示室	
	新料金	現行使用料	新料金	現行使用料
9～10	660	550	300	250
10～18	3,540	2,950	1,740	1,450
18～22	660	550	300	250

※ (18～22 1時間またはその端数ごと)